

| 特区区分 | 総合特区名 | 提案事項名                                 | 整理番号 | 提案事項の具体的内容   | 政策課題  | 回数  | 国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解 |      |    |      |   |   |   | 国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答<br>【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】   | 内閣府記載欄<br>【:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの<br>:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの<br>:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの<br>:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】 |
|------|-------|---------------------------------------|------|--|---|-----|-----------------------|------|----|------|---|---|---|--|--|
|      |       |                                       |      |  |   |     | 担当省庁・担当課              | 根拠法令 | 対応 | 実施時期 | スケジュール  | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応の但し書き   |  |  |
| 地域   | 13    | 次世代エネルギー・モビリティ推進特区<br>スマートフォンの充電機能の拡充 | 1611 | <p>自治体が行いたいこと<br/>経済産業省が公表している「電気用品安全法の解釈」の別表第四「配線器具」1(2)ロ及び別表第八「令別表第一第6号から第9号まで及び別表第二第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機」1(2)ロに、「(3)インターネットを利用した遠隔操作機構」を追加してほしい。</p> <p>実施の効果<br/>スマートフォンにより、エアコンのオン・オフや、車両の充電の遠隔操作が行えるようになる。利用者は、外出中であつても住宅内の室内温度調整や、電気自動車への充電ができるようになり、スマートハウス利用者の利便性が向上し、スマートハウスの普及が進む。</p> <p>総合特区の推進への寄与<br/>本提案が実現すれば、スマートハウス、次世代自動車、スマートフォンのユーザーメリットが引き上げられ、家庭内のエネルギー利用の最適化システム及び次世代自動車の普及が促進されるため、本市における政策課題「エネルギーの地産地消モデルの構築」の実現に大きく寄与する。</p> | <p>現行の規制・制度が支障となっているポイントは何か?<br/>電気用品の技術上の基準を定める省令別表第四1(2)ロ、及び別表第八1(2)ロにおいて、「遠隔操作機構」を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし危険が生ずるおそれのないものにあつてはこの限りではない、となっている。</p> <p>また、経済産業省が公表している「電気用品安全法の解釈」の別表第四「配線器具」1(2)ロ、及び別表第八1(2)ロの中で、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路をおこなえないものとは、次に適合するもの言うとして、(1)赤外線を利用した遠隔操作機構、(2)電力線搬送波を利用した遠隔操作機構を挙げている。</p> <p>これに従うと、インターネットを利用した遠隔操作は行えないことになるので、経済産業省が公表している「電気用品安全法の解釈」の別表第四「配線器具」1(2)ロ及び別表第八1(2)ロに、「(3)インターネットを利用した遠隔操作機構」を追加してほしい。</p> <p>赤外線又は電力線搬送波によつて遠隔操作が可能になっているが、赤外線は屋内でしか使えず、電力線搬送波(電線)ではスマートフォンが利用できず、申請者が求めているインターネットによるエアコンのオン・オフや屋外に設置した車両の充電設備との連携は実現できない。</p> | 1回目 | 経済産業省製品安全課、電力安全課      | D    |    |      | <p>エアコンのオン・オフについては、担当省庁合意において確認したところ、本件は電気用品安全法の解釈が想定する「遠隔操作機構」にあらず、現行法令等に対応可能。</p> <p>また、車両の充電の遠隔操作については、電気事業法上、特にこれを制限する規定はなく、現行法令で対応可能。</p> <p>なお、事業を進めて行く上で得られたデータ等については、同様のシステムの安全性を検証するために有用であると考えられるため、今後国にも情報提供を頂ければ幸い。</p> | a                                       | <p>今般提案した、HEMSを介したスマートフォンによる遠隔操作(エアコンのオン・オフ、車両の充電)については、経済産業省から現行法令において実現可能、との判断をいただいたので、速やかに事業化に着手します。</p> <p>また、事業を進めていくなかで得られたデータ等については、適宜、国に情報提供する予定です。</p> | <p>HEMSが電気用品安全法の対象でないため、HEMSを介してエアコン等の家電製品のオン・オフ等を行うことは、電気用品安全法に抵触するものでないこと。また、HEMSを介した車両の充電操作についても、電気事業法に抵触するものでないことの二つについて見解が得られた。このため、申請者が求めているHEMSを介した家電製品の電源オン・オフや車両の充電の遠隔操作については特段支障なく実施可能と理解したため、協議を終了する。</p> |  |
|      |       |                                       |      |  |   | 2回目 |                       |      |    |      |   |   |   |  |  |